

昇推協告示第 1 号

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加表明書及び企画提案書の提出を招請する。

令和3年7月9日

昇仙峡地域活性化推進協議会

会長 樋口 雄一

1 業務名

御嶽昇仙峡エリアに係る総合学術調査（無形民俗文化財並びに有形文化財等）
業務

2 業務概要

令和2年度に「甲州の匠の源流・御嶽昇仙峡 ～水晶の鼓動が導いた信仰と技、そして先進技術へ～」が、日本遺産に認定された。その中心地である御嶽昇仙峡は、日本一の渓谷美を誇り、昭和28年に国の特別名勝に指定され、自然豊かな景勝地として有名となり、豊富な水と森林資源に囲まれ、多くの人々がこの地で生活を営み、その中で文化を育んできた。

鎌倉時代に建立され、多くの参詣客で賑わった金櫻神社を中心とする信仰をはじめ、民俗芸能や文化財、さらには、日本一のジュエリー産地の礎を築いた水晶加工やその歴史など、人々の暮らしや文化に焦点をあて、景観だけではなく、御嶽昇仙峡エリアの文化の奥深さを広く伝えるため総合学術調査を実施するものである。

3 履行期間

契約締結日から令和4年2月28日（月）までとする。

4 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 税の滞納がない者であること。(所轄市区町村の法人住民税の未納がない者。個人事業主にあつては、個人住民税の未納がない者。)
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当していない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- (4) 公告日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 他の自治体等において、同種の調査業務の実績を有する者であること。

5 手続等

- (1) 公募型プロポーザル実施要項、選考方法、仕様書、各種様式等を甲府市、甲斐市それぞれのホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。
- (2) 参加表明書等の提出方法、提出期間及び提出先については、公募型プロポーザル実施要項を参照すること。

6 連絡先

昇仙峡地域活性化推進協議会事務局(甲府市教育委員会歴史文化財課内)

担当: 今宮

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

TEL 055-223-7324(直通)

FAX 055-235-5648

電子メール rekishibk@city.kofu.lg.jp